特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金(その他世帯分)事業の実施に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和7年5月23日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業の実施に関する事 務
②事務の概要	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局通知)」に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金支給事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。
③システムの名称	福祉総合情報システム、富士通社MISALIO、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
子育て世帯生活支援特別給付	金(その他世帯分)ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項及び別表の 135の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令」第74条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160の項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	富士市役所 こども未来部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2763
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	富士市役所 こども未来部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2763
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		13年6月14日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		13年6月14日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] こは、それぞれ重	直点項目評価		書及び重点項目評価書 i書及び全項目評価書	
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	-	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	提供ネットワーク	クシステムを道	通じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業					[O]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		Г]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
	判断の根拠					

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保存することを徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」 と考えられる。			

変更箇所

変更日	771 項目 変更前の記載 変更後の記載			提出時期	担山味物になる鮮明
変更口	坝日	変更削の配収	変更後の配載	佐田時期	提出時期に係る説明
令和7年5月23日	「I 関連情報」3.個人場の 具の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1・第100の項番号法別表第1省令第73条総務省令 終務省令 ※「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律」 (令和3年法律第38号)第10条の規定における 「特定公的給付」に指定	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項及び別表の135の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の刑用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第74条	事後	
令和7年5月23日	「I 関連情報」4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携②法令上の根拠	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二第121の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 別表第二の主 務省令で ためる命令(別表第二主務省令)第59の4条 なし		事後	
令和7年5月23日	「I関連情報」 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉こども部 こども家庭課	こども未来部 こども家庭課	事後	
令和7年5月23日	「I関連情報」 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 番地 0545-55-2738	富士市役所 こども未来部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 番地 0545-55-2763	事後	
令和7年5月23日 8	「 I 関連情報」 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	富士市役所 福祉こども部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 番地 0545-55-2738	富士市役所 こども未来部 こども家庭課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 番地 0545-55-2763	事後	
	「IVリスク対策」4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	十分である	[0]委託しない	事後	
令和7年5月23日	「IVリスク対策」5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	[〇]提供・移転しない	事後	
令和7年5月23日	「IVリスク対策」6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	十分である	[〇]接続しない(入手)	事後	
令和7年5月23日	「IVリスク対策」6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	十分である	[〇]接続しない(提供)	事後	
节和/年5月23日	「IVリスク対策」8. 人手を介在 させる作業	_	[〇]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年5月23日	「IVリスク対策」11. 最も惨先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策 対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年5月23日 [「IVリスク対策」11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	2)十分である	事後	